| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 生第104096号 | 液体りん酸肥料 | 亜リン酸マグネシウム液肥 | 武蔵科学有限会社 | 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字大島291番地 |
| 生第104100号 | 硫黄及びその化合物 | 硫黄資材１号 | 興国肥料有限会社 | 東京都港区芝公園二丁目４番１号 |
| 生第104101号 | 化成肥料 | 有機入り化成067 | 片倉コープアグリ株式会社 | 東京都千代田区九段北一丁目８番10号 |
| 輸第104093号 | 副産窒素肥料 | PCアミノ17.0 | セントラルグリーン株式会社 | 新潟県新発田市本田3418番地 |
| 輸第104094号 | 副産窒素肥料 | PCアミノ18.0 | セントラルグリーン株式会社 | 新潟県新発田市本田3418番地 |
| 輸第104097号 | 化成肥料 | 硝酸高度化成TM555 | トムソンコーポレーション株式会社 | 栃木県栃木市大平町土与215番地 |

有効期間が６年であるもの

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 名称 | 住所 |
|---|---|---|---|---|
| 生第104039号 | 化成肥料 | 日東苦土入り化成276N | 日東エフシー株式会社 | 愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地 |
| 生第104040号 | 化成肥料 | 丸菱苦土入り化成276N | 丸菱肥料株式会社 | 愛知県名古屋市港区いろは町１丁目22番地 |
| 生第104091号 | 化成肥料 | オーケー有機入り高度化成264特号 | オーケー産業株式会社 | 東京都新宿区四谷坂町11番９―301号 |
| 生第104098号 | 化成肥料 | 新化成肥料350―３号 | 新日本アグリシステム株式会社 | 千葉県成田市滑川1245番地 |
| 生第104103号 | 化成肥料 | 苦土・マンガン・ホウ素・有機入り化成060号 | エムシー・ファーティコム株式会社 | 東京都千代田区麹町一丁目10番地 |
| 生第104104号 | 化成肥料 | 有機入り新コスモ化成698特号 | エムシー・ファーティコム株式会社 | 東京都千代田区麹町一丁目10番地 |
| 生第104105号 | 化成肥料 | 茶神18号 | 有限会社興農社 | 東京都千代田区神田錦町二丁目９番地 |
| 生第104106号 | 化成肥料 | 有機入り化成　特088号 | シーアイマテックス株式会社 | 東京都中央区京橋一丁目18番１号 |
| 生第104107号 | 化成肥料 | 有機入り化成　特897号 | シーアイマテックス株式会社 | 東京都中央区京橋一丁目18番１号 |
| 輸第104085号 | 塩化加里 | 塩化加里６号 | 伊藤忠商事株式会社 | 大阪府大阪市北区梅田三丁目１番３号 |
| 輸第104089号 | 副産植物質肥料 | 粒状有機8.5―3.0 | 叶産業株式会社 | 大阪府大阪市中央区伏見町二丁目６番６号 |
| 輸第104092号 | 重過りん酸石灰 | レオ印重過りん酸石灰１号 | 丸石株式会社 | 静岡県焼津市上新田1035番地の１ |
| 輸第104099号 | 化成肥料 | 有機入り化成８―12―24―２ | アイアグリ株式会社 | 茨城県土浦市北神立町２番地12 |
| 輸第104102号 | 炭酸カルシウム肥料 | NutraLime DG Hi―Mag | 東洋グリーン株式会社 | 東京都中央区日本橋人形町二丁目33番８号 |

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

## ○農林水産省告示第千九百六十九号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成三十年産のスイートコーンに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十九年十二月六日　　農林水産大臣　齋藤　健

平成三十年産のスイートコーンに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該スイートコーンに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 農業災害補償法第百二十条の十四第二項の規定により農林水産大臣が定める区分 | 地域 | 千キログラム当たり共済金額の範囲 |
|---|---|---|
| 一類 | 都の区域及び東京都の島しょ地域 | 七三三、四〇円　八一〇円　一九、四二九、二三〇円　二五、九八〇円　二二、四〇円　九、四二九、二三〇円 |
| 二類 | 都の区域及び東京都の島しょ地域 | 八一二三、六、一四〇円　五一〇、一七、二三〇円　七三、八三〇円　九八、四四〇円　八、四〇円 |
| | 茨城県の区域 | 一九一、三四、一三八〇円　一七二、五、六〇〇円　七〇円　一五三、四二〇円　一一五〇円 |
| | 埼玉県の区域 | 一二六三、八四、九六〇円　一七〇円　一三七、五六〇円　一一一、一七〇円　一五八、三六〇円 |
| | 宮崎県の区域 | 一二七三、九一、一八〇円　一四六、三、一二〇円　一四五、八九六〇円　一一八、五四〇円 |

## ○農林水産省告示第千九百七十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成三十年産のかぼちゃに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十九年十二月六日　　農林水産大臣　齋藤　健

平成三十年産のかぼちゃに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる地域とし、当該かぼちゃに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 地域 | 千キログラム当たり共済金額の範囲 |
|---|---|
| 都の区域及び東京都の島しょ地域 | 六九三、三六九三〇円　八四、五四〇円　七五、一四〇円　六五、七五〇円　五六、三六〇円 |
| 茨城県の区域 | 一〇八、一四三、〇円　一六九、六一〇円　一五〇、七六〇円　一三一、九二七、一〇円 |